# 平成 28 年度 那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)社会実験 実施内容

# 1. 輸出貨物に対する支援

対象者: 県内、県外の輸出荷主

仕向地: すべての方面

支援対象となる条件:

①昨年度(注1)よりも輸出貨物量が増加していること(今年度(注2)新規貨物も対象)

…当該荷主企業の輸出貨物のうち、別表-1に掲げる貨物を対象とする

(注1)昨年度とは平成27年4月1日~平成28年3月31日までの期間

(注2)今年度とは平成28年4月1日~平成29年3月31日までの期間

- ②輸出貨物が「継続性のある商業貨物」であること。
  - …米軍関係の貨物等は対象外
- ③原則、定期航路で輸出される貨物であること

### 2. 支援の種類及び補助金

別表-1に示すとおり。

※特定の貨物を、(1) 重点貨物と(2) 一般貨物とで重複して支援対象とすることはできない。

#### 3. 貨物の確認方法

B/L 等の証明書類の写しによる確認。

#### 4. 他の支援制度との関連

国、沖縄県、県内市町村による他の輸送費支援との重複は認めない。

# 5. モニタリング調査への協力

本事業は社会実験として実施するため、各荷主における輸出貨物増大の効果、及び沖縄からの輸送 コストやリードタイムなどの検証を行う。そのため、補助金の交付には、参加荷主のモニタリング調 査(アンケート調査、ヒアリング調査等)への協力を条件とする。

#### 6. お問合せ・参加申込み先

〈那覇港管理組合〉企画建設部 企画室(担当:島尻、鑓溝)

TEL: 098-868-4544 FAX: 098-862-4233

Email: sat\_shimajiri2015@nahaport.jp, ryo\_yarimizo2016@nahaport.jp

〈社会実験事務局〉株式会社国建 (担当:赤嶺、上間)

TEL : 098-862-1109 FAX: 098-861-4255

Email: kenji\_akamine@kuniken.co.jp, kazufumi\_uema@kuniken.co.jp

# 7. 参加申込み期限

参加申込み期限:平成29年2月28日(火)

別表-1. 平成 28 年度の補助メニュー(その 1)

分類			用助メニュー(その I) 適用条件等	
(1)重点貨物	①大量且つ輸	今後、那覇港からの輸出が	・那覇港から輸出される貨物であること。	
(1)里从貝彻	│──八重旦づ鞩│ │出増加が見込	大量且つ継続して増加が見	・県内から輸出されている他品目と比較して、大量に輸出が	
	」は増加が足込 める貨物	込める、もしくは可能性のあ	見込まれる貨物であること。	
	める貝物	る貨物(重点貨物輸出計画	・3年後までに年間約100TEU 以上輸出する貨物を大量貨	
		書の提出が必要)	物とする。(※昨年度社会実験にて対象とした貨物は今年	
		·	ーーー 度も継続対象とする)	
			・生産性や海外需要を総合的に判断し、将来にわたり継続	
			的に輸出が見込まれる、もしくは可能性のある貨物である	
			こと。	
			※既に那覇港から大量に輸出されている貨物(古紙など)	
			は、対象外とする。	
			※適用の可否については、申請者から提出された「重点貨	
	_		物輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。	
	②少量の輸出	申請者単位で、現在、那覇	・那覇港から輸出される貨物であること。	
	貨物	港からの輸出が少量である     1514	・申請者単位で当該年度の輸出実績(見込み)がコンテナ貨	
		貨物	物で年間 12TEU 未満(ドライ・リーファー合計)であること。ま	
			た、混載貨物の場合は年間 60M3 未満(ドライ・リーファー合	
			計)であること。ここで、コンテナ貨物・混載貨物の両方とも 上記を満足すること。	
			工記を何た9 ること。 ※適用の可否については、申請者から提出された B/L 等の	
			証明書類を基に、事務局にて決定する。	
	③中古車	今後、継続して那覇港から	・那覇港から、定期航路を利用して輸出される中古車(トラ	
	(トラックを除く)	輸出が見込める中古車(トラ	ックを除く)であること。	
		ックを除く)(重点貨物輸出計	※自動車専用船など不定期船での輸出は対象外とする。	
		画書の提出が必要)	※適用の可否については、申請者から提出された「重点貨	
			物輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。	
(2)一般貨物	④分類(1)を除く	申請者単位で、分類(1)を除	・那覇港から輸出される貨物であること。	
	コンテナ単位、	いた輸出貨物量の総量を前	・前年度より輸出貨物が増加していること。	
	混載での輸出	年度と比較し、増加している		
	貨物	分の貨物		
	⑤産業機械	申請者単位で、分類(1)を除	・那覇港から、定期航路を利用して輸出される産業機械(建	
		いた輸出貨物量の総量を前	機、トラック等)であること。	
		年度と比較し、増加している	※適用の可否については、申請者から提出された「産業機	
		分の貨物で、那覇港から輸	械輸出計画書」を基に、事務局にて決定する。	
		出される産業機械(産業機械		
		輸出計画書の提出が必要)		
(3)台湾向け	分類(1)(2)の貨	台湾向け、又は台湾でトラ	・那覇港から輸出される貨物で、台湾向け、又は台湾でトラ	
貨物	物のうち台湾の	ンシップする貨物	ンシップされるもの。	
	港湾を利用する		・那覇〜台湾港湾若しくは最終船卸港までの海上輸送に要	
	貨物		した費用(オーシャンフレート等)を対象とする。	
			※海上輸送に要した費用については、申請者から提出され	
			た「領収書等、金額が確認できる書類」を基に、事務局に	
			て決定する。	

別表-1. 平成 28 年度の補助メニュー(その 2)

八平五		増加貨物あたりの補助金		
分類	輸送のタイプ	ドライ貨物	リーファー貨物	
(1)重点貨物	①大量且つ輸出増加が	ロコンテナ貨物	□コンテナ貨物	
	見込める貨物	20ft:15,000 円	20ft:75,000 円	
		40ft:22,500 円	40ft:112,500 円	
		10,12ft:10,500 円	10,12ft:52,500 円	
	②少量の輸出貨物	ロコンテナ貨物	□コンテナ貨物	
		20ft:15,000 円	20ft:75,000 円	
		40ft:22,500 円	40ft:112,500 円	
		10,12ft:10,500 円	10,12ft:52,500 円	
		□混載貨物	□混載貨物	
		3,000 円/M3	15,000 円/M3	
	③中古車(トラックを除く)	ロコンテナ貨物		
		30,000 円/台	_	
		口非コンテナ貨物		
		上限 1,500 円/M3(※4)		
(2)一般貨物	④分類(1)を除くコンテナ	ロコンテナ貨物	□コンテナ貨物	
	単位、混載での輸出貨	20ft:10,000 円	20ft:50,000 円	
	物	40ft:15,000 円	40ft:75,000 円	
		10,12ft:7,000 円	10,12ft:35,000 円	
		□混載貨物	□混載貨物	
		2,000 円/M3	10,000 円/M3	
	5産業機械	□非コンテナ貨物	_	
		上限 1,000 円/M3(※4)		
(3)台湾向け	分類(1)(2)の貨物のうち	分類(1)(2)の補助金とは別に、海上	分類(1)(2)の補助金とは別に、海上	
貨物	台湾の港湾を利用する	輸送に要した費用の 20%を上限に	輸送に要した費用の 20%を上限に	
	貨物	上乗せ(※4)	上乗せ(※4)	

- ※1 補助金額は当該事業の予算の範囲内において、事務局において決定する。
- ※2 (1)重点貨物は前年度より増加した貨物だけでなく、輸出貨物全体を補助の対象とする。増加分以外の貨物(前年度の取扱量に相当する貨物)に対する補助金は、(2)一般貨物の補助金単価の 20%(ただし、③中古車の場合は、コンテナ貨物で4,000円/台、非コンテナ貨物で200円/M3)とする。
- ※3 上限の設定:1申請者あたりの上限は、原則として以下のとおりとする。
  - (1)重点貨物については、上限無し
  - (2)一般貨物については、(3)台湾向け貨物の上乗せ分を含め、コンテナ貨物・非コンテナ貨物: 50万円、混載貨物: 15万円とする。
- ※4 (1)③中古車、(2)⑤産業機械及び(3)台湾向け貨物の補助金額の上限については、事業計画書又は輸出計画書 (実際の仕向港や輸出台数)等を確認したうえで決定する。